

広島県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第四十一号

広島県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

広島県障害者施策推進協議会条例（昭和四十七年広島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十六条第三項」を「第三十四条第三項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。